

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書（案）

立川市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、立川市内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合における避難者の避難施設等として乙の管理する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定は、甲が行った公募（以下「事業者公募」という。）の際の「旧若葉小学校利活用事業事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）４．利用条件（２）避難所機能の維持に係る事項を確認することを目的とする。

（使用施設）

第１条 甲は、乙の管理する次の施設（以下「乙の施設」という。）を次項各号に掲げる用途に用いるために使用するものとする。

施設名称	旧若葉小学校
所在地	立川市若葉町４丁目２４－１
使用範囲	既存校舎全体相当の屋内避難スペース及び屋外スペース全域

２ 甲は、次に掲げる用途に用いるため、乙の施設を使用するものとする。

- （１）立川市内において災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、当該災害により生じた避難者を収容するため
- （２）募集要項における設備の点検や防災倉庫の備蓄品を入れ替えるため
- （３）防災訓練を実施するため

３ 甲は、乙の施設を使用するにあたり、当該施設の安全確認を行うものとする。

４ 第１項の使用範囲以外でも、市民の被災状況に応じて、甲、乙協議のうえ、提供の対象とすることができる。

（地域防災拠点及び指定緊急避難場所、指定避難所）

第２条 乙は、甲が、乙の施設を地域防災拠点、災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）第４９条の４の指定緊急避難場所及び同法第４９条の７の指定避難所（以下「地域防災拠点等」という。）に指定することについて同意する。

２ 乙は、前条第１項に掲げる施設について、地域防災拠点等が満たすべき機能を担保し、施設管理者としての役割を果たさなければならない。

３ 地域防災拠点等が満たすべき機能及び施設管理者としての役割は、募集要項に定めるとおりとする。

４ 前３項に定めるもののほか、地域防災拠点等の指定及び運営にあたり必要な事項は、甲、乙協議のうえ定める。

（施設の使用要請等）

第３条 甲は、第１条第２項各号に規定する目的のため乙の施設を使用する場合は、乙に対し、事前に要請するものとする。

２ 乙は、甲からの要請を受けた場合は、使用の目的に応じて乙の施設の開錠等を行うものとする。

３ 緊急その他やむを得ない場合は、避難者の要請又は乙の判断により本協定に基づき乙の施設を使用することができる。

（避難者の対応）

第 4 条 収容した避難者の対応は、甲及び地域住民等が行う。

（使用期間）

第 5 条 甲が乙の施設を使用できる期間は、発災から 3 か月を限度とする。ただし、被災状況に応じ、甲、乙協議のうえ、当該期間の短縮又は延長をすることができる。

（使用料）

第 6 条 第 1 条第 2 項各号に規定する目的のため乙の施設を使用する場合は、施設の使用料は無料とする。ただし、避難者が使用した電気、ガス、水道等の料金については、甲が負担する。

（使用施設等の損壊等）

第 7 条 第 1 条第 2 項各号に規定する目的のため乙の施設を使用することにより、乙の施設に損壊等が生じた場合は、乙が現状復旧を行うものとし、当該現状復旧に要した費用については、甲がこれを負担しなければならない。

（施設変更等の報告）

第 8 条 乙は、乙の施設の改築等により当該施設の面積について変更が生じたときは、甲に対し、変更の内容を報告するものとする。

（協議事項等）

第 9 条 本協定については疑義等が生じた場合は、その都度甲と乙が協議を行うものとする。

（有効期間）

第 10 条 本協定は、令和●年●月●日から効力を発するものとし、甲、乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、募集要項の契約期間に付随してその効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和●年●月●日

東京都立川市泉町 1156 番地の 9

甲 立 川 市

代表者 立川市長 酒井 大史

乙